

一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、国土交通大臣に免許申請書を提出しなければなりません。

- ・主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通御提出ください（別途申請者控え1通。業界団体提出分がある場合はそちらも持参）。副本は証明書類・写真を含め、コピーで可（モノクロ可）。
- ・以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。

○宮崎県知事免許（宅地建物取引業者 免許申請（新規・更新）） 書類一覧・順序

書類提出前に、この「書類一覧・順序」で必要書類の漏れがないか御確認ください。
履歴事項全部証明書のホッチキス等すべて外し、ダブルクリップ等でとめて御提出ください。
↓この順序で御提出ください。なお、「-」は台紙を含め提出不要、「△」は該当しない場合は提出不要です。

順序	書類の名称	書類の要否		摘要	記入例 頁	備考 頁
		法人	個人			
1	遅延理由説明書	△	△	更新で提出が遅れた場合	別途	
2	表紙	○	○		1	
【様式第一号】免許申請書						
3	(第一面) 商号又は名称、代表者等に関する事項	○	○	該当者がいない場合も「該当なし」と記入して提出	2	8 9 10
4	(第二面) 役員に関する事項	○	-		3	
5	(第三面) 事務所等に関する事項	○	○	4, 5		
6	(第四面) (第三面) の継続用紙	△	△	6		
7	(第五面) 収入証紙等貼付用紙	○	○	宮崎県収入証紙33,000円分	7	
添付書類 (1) 宅地建物取引業経歴書						
8	(第一面) 代理又は媒介の実績	○	○	新規の場合も提出	11	
9	(第二面) 売買・交換の実績	○	○		12	
10	営業状況説明書	△	△	更新で実績がない場合	別途	
11	添付書類 (2) 誓約書	○	○		13	
12	添付書類 (3) 専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○		14	
13	専任の宅地建物取引士に係る宅地建物取引士証の写し	○	○		15	
添付書類 (4)						
14	(第一面) 相談役及び顧問	○	-	該当者がいない場合も「該当なし」と記入して提出	16	18
15	(第二面) 100分の5以上の株主又は相当の出資者	○	-		17	19
16	添付書類 (5) 事務所を使用する権原に関する書面	○	○		20	
17	事務所の賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し	△	△	賃貸借又は使用貸借している場合、重要事項説明書等は不要		
18	所有者の事務所使用承諾の書面の写し	△	△	転借している場合		
19	管理規約の写し及び管理組合の事務所使用承諾の書面の写し	△	△	共同住宅の一部にある場合		
20	添付書類 (6) 略歴書	○	○	※	21-23	
21	申立書	△	△	専取が兼業している場合	別途	
22	添付書類 (7) 資産に関する調書	-	○		24	
23	添付書類 (8) 宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○		25, 26	27
24	従業者証明書の写し	△	△	新規の場合は不要	28	
25	添付書類 (9) 身分証明書	○	○	※専取は不要	29	
26	添付書類 (10) 登記されていないことの証明書	○	○	※専取は不要	30	
27	添付書類 (11) 事務所付近の地図	○	○		31	
28	事務所の平面図又は間取図	○	○		32, 33	
29	添付書類 (12) 事務所の写真 (第一面) ~ (第三面)	○	○		34-36	
30	添付書類 (13) 貸借対照表及び損益計算書	△	-	新規で新設法人の場合は損益計算書不要	37	
31	添付書類 (14) 納税証明書	△	○	新規で新設法人の場合は不要	38	
32	理由書	-	△	申告額「無」の場合	-	
33	添付書類 (15) 登記事項証明書	○	-	履歴事項全部証明書	39	
34	添付書類 (16) 申請者の住民票抄本	-	○		40	

※ 対象者は代表者・代表取締役、役員(取締役、監査役等)、政令使用人、専任の宅地建物取引士(専取)、相談役・顧問、会計参与など(法人の登記簿に記載されている者は全員)。なお、専任の宅地建物取引士(専取)の「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」は令和6年5月25日から提出不要となりました。

◆ 留意事項

- ・用紙は原則として日本工業規格A4 (A4以上の賃貸借契約書、平面図等のみA3で提出可) に統一し、片面印刷で提出してください。
- ・○は必ず提出があるもの。△は内容又は新規・更新に応じて提出があるもの。-は不要。
- ・免許申請を取り下げた場合又は免許拒否された場合も、免許申請手数料は返還できません。申請書類も返還できません。
- ・「遅延理由説明書」は、遅延理由説明及び今後の申請期限の遵守を誓約する旨の記載があるもので、代表者名で記名があるもの。
- ・各種証明書は、受付日以前3月以内に発行されたもの。
- ・添付書類(11)事務所付近の地図(・平面図又は間取図)及び添付書類(12)事務所の写真は、事務所ごとにまとめてください。
- ・身分証明書、登記されていないことの証明書、納税証明書、登記事項証明書、住民票抄本、貸借対照表・損益計算書は、用紙に貼付せず、そのまま提出してください。
- ・個人業者の免許を受けようとする者が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、戸籍個人事項証明書が必要です。また、その法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書が必要となります。
- ・個人業者が法人業者として免許申請をする場合にあっては、同時に誓約書(法人業者として免許されたときには個人業者としては廃業する旨の記載があるもので、記名のあるもの)を提出してください。